

地方独立行政法人大牟田市立病院第4期中期目標

地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「法人」という。）は、平成22年4月の設立以来、「良質で高度な医療を提供し、住民に愛される病院を目指す」という基本理念の下、急性期医療を担う地域における中核病院として、地域医療の水準の維持向上を図ってきた。

平成30年度から令和3年度までの第3期中期目標の期間においても、地方独立行政法人制度の特徴をいかした病院運営を行い、職員が一丸となって目標達成に取り組んだ結果、重点項目として掲げていたがん診療の取組をはじめ、高度で専門的な医療提供体制の充実が図られてきたところである。そのような取組が評価され「平成30年度自治体立優良病院総務大臣表彰」の受賞に至ることができた。

現在の医療を取り巻く環境を見ると、世界規模での感染症の拡大や、全国的な自然災害の増加等により、不測の事態にも対応できる診療体制の整備が求められる一方、国が示す地域医療構想の実現・医師偏在対策・医師の働き方改革の一体的な推進など、医療提供体制における変革の時期を迎えている。

第4期中期目標の策定に当たっては、このような医療を取り巻く環境の変化に対応しながら、引き続き「福岡県地域医療構想」を踏まえた医療機能の充実や、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた地域医療連携の推進及び小児医療・救急医療等の政策医療や災害時における医療の提供など、公的医療機関として求められる役割を果たしていくことを期待する。

また、人口減少や少子高齢化に伴う医療需要の変化と併せて、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から患者の受療行動が変化したことにより、将来にわたって病院経営を取り巻く環境が厳しさを増すことが予測されることから、引き続き公的な役割を果たせるよう、地方独立行政法人としての自主性・自律性をいかした効率的・効果的な業務運営を行い、経営基盤の強化を図るとともに、地域の中核病院として良質で高度な医療を提供することによって、住民の健康の保持及び増進に寄与することを求めるものである。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 良質で高度な医療の提供

(1) 患者本位の医療の実践（重点）

個々の患者が、自らが受ける医療の内容を納得し、治療法を選択できるように十分な説明を行うとともに、相談・支援体制の更なる充実に努め、接遇を含めた患者本位の医療を実践すること。

(2) 安心安全な医療の提供

住民に信頼される良質で高度な医療を提供するため、医療安全管理体制の充実を図ること。

(3) 高度で専門的な医療の実践

地域の中核病院として、必要な医療機器を順次更新するとともに、専門資格の取得に努め、最新の治療技術の導入に積極的に取り組み、高度で専門的な医療を実践すること。

(4) 快適な医療環境の提供

患者や来院者に選ばれる病院であり続けるため、より快適な院内環境の整備を進めること。

(5) 保健医療情報等の提供

保健医療に関する専門的な知識を公開講座の実施やホームページ等により市民に分かりやすく情報発信するなど、普及啓発活動を実施すること。

(6) 法令遵守と公平性・透明性の確保

住民から信頼される病院となるため、医療法をはじめとする関係法令を遵守し、公立病院にふさわしい行動規範と職業倫理を確立し、公平性・透明性を確保した業務運営を行うこと。

また、個人情報保護及び情報公開に関しては、適切に対応すること。

2 診療機能を充実する取組

(1) がん診療の取組（重点）

「地域がん診療連携拠点病院」としてがん診療体制を充実させるとともに、地域のがん診療の水準の向上や患者やその家族への支援に積極的に取り組むこと。

(2) 救急医療の取組

救急医療に対するニーズに応じ、関係機関との連携の下に、救急医療の充実に努めること。

(3) 母子医療の取組

母子医療への取組は、地域の重要な課題であることから、地域の医療機関との連携を推進するとともに、母子医療の充実に努めること。

(4) 災害等への対応

災害時に「災害拠点病院」としての機能を果たすための体制作りを強化するとともに、大規模な事故や災害が発生し、若しくは発生しようとしている場合には、県、市、関係機関等と連携して迅速かつ適切な対応に努めること。

(5) 感染症への対応

大規模な新興感染症（かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に公衆衛生上問題となる感染症をいう。）等が発生した場合には、地域の医療崩壊を招かぬよう、県、市、関係機関等と連携して迅速かつ適切な対応に努め、医療提供体制を維持すること。

また、新型コロナウイルス感染症に対応した経験をいかし、平時より病院全体で対応できる体制を整備するなど、感染症対策の強化に努めること。

3 地域医療連携の取組

(1) 地域医療構想における役割の発揮

「福岡県地域医療構想」を踏まえ、地域の医療機関との機能分化を図りながら、「地域医療支援病院」として地域医療機関との更なる連携を推進すること。

(2) 地域包括ケアシステムを踏まえた取組

住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進に向け、関係機関との情報共有やネットワークの拡充を図り、地域の中核病院としての役割を果たすよう努めること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 人材の確保と育成

(1) 病院スタッフの確保（重点）

質の高い医療を提供するため、医師をはじめ優秀な人材を確保すること。

(2) 研修及び人材育成の充実

職員研修の充実を図り、職務、職責に応じた能力の発揮や専門性の

向上に努めるとともに、地域の医療従事者等の受入れを図り、地域の医療水準の向上に貢献すること。

また、将来の医療を担う人材の育成に向けた教育・研修の充実を図ること。

事務部門においては、病院経営の専門的知識や経営感覚に優れた人材を育成し、組織としての経営の専門性を高めること。

2 収益の確保と費用の節減

(1) 収益の確保

診療報酬改定等の医療環境の変化に的確かつ迅速に対応するとともに、病床稼働率の向上に努め、引き続き医業収益の確保を図ること。

(2) 費用の節減

効率的、効果的な業務運営に努め、引き続き費用の節減に努めること。

3 経営管理機能の充実

(1) 経営マネジメントの強化

法人の運営に当たっては、病院長及び各部門の長がリーダーシップを発揮し、組織内における適切な権限委譲と責任の明確化を行った上で、相互の連絡調整を図り、効率的かつ効果的な経営マネジメント体制の充実を図ること。

(2) 継続的な業務改善の実施

働き方改革など社会情勢に応じた職場環境の整備及び人事給与制度の見直し等を適宜行い、職員のモチベーションの維持及び向上を図ること。

また、病院機能評価の認定更新及び継続的な業務改善に取り組むこと。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営基盤の強化

(1) 健全経営の維持及び継続

経営改善の効果を診療機能の充実にいかしながら、将来にわたって公的な役割を果たせるよう、安定的な経営基盤を強化するとともに、健全経営を維持し継続すること。

また、経常収支比率及び医業収支比率については、引き続き数値目標を設定すること。

(2) 将来の設備投資に向けた財源の確保

「福岡県地域医療構想」を踏まえた医療機能分化を推進するため、地域の医療需要や医療資源等を的確に把握し、高度医療機器の更新、設備の補修、更新等の将来の設備投資に向けた財源の確保に努めること。

(3) 役割と責任及び負担の明確化

法人が、救急医療等の政策的医療を提供する場合において、その部門では採算がとれない場合もあり得る。市は、市として果たすべき役割や責任に帰すべきものについて運営費負担金の基準を定め、これに基づいて法人に対して必要な費用を負担する。法人は、この趣旨を踏まえ、より一層の効率的、効果的な業務運営を行うこと。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 市の施策への協力

市の施策に積極的に協力すること。